

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
I 共通編	I 共通編	
1. 総則	1. 総則	
1. 1 一般事項	1. 1 一般事項	
1.1.1～1.1.3 (略)	1.1.1～1.1.3 (略)	
1.1.4 法令等の遵守	1.1.4 法令等の遵守	
1. (略)	1. (略)	
(1)建設業法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(1)建設業法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 48 号)	(変更)
(2)道路法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 34 号)	(2)道路法 (令和 3 年 3 月改正 法律第 9 号)	
(3)河川法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 34 号)	(3)河川法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 31 号)	
(4)建築基準法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 63 号)	(4)建築基準法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 44 号)	
(5)電気事業法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 44 号)	(5)電気事業法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 49 号)	
(6)電波法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 40 号)	(6)電波法 (令和 3 年 3 月改正 法律第 19 号)	
(7)測量法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(7)測量法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)	
(8)砂防法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(8)砂防法 (平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)	
(9)地すべり等防止法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 34 号)	(9)地すべり等防止法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	
(10)砂利採取法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 63 号)	(10)砂利採取法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)	
(11)下水道法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(11)下水道法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 31 号)	
(12)軌道法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号)	(12)軌道法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号)	
(13)航空法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 63 号)	(13)航空法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 65 号)	
(14)水道法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 36 号)	(14)水道法 (令和元年 1 月改正 法律第 37 号)	
(15)環境基本法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)	(15)環境基本法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)	

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
(16)水質汚濁防止法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(16)水質汚濁防止法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	
(17)湖沼水質保全特別措置法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(17)湖沼水質保全特別措置法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	
(18)大気汚染防止法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(18)大気汚染防止法 (令和 2 年 3 月改正 法律第 39 号)	
(19)振動規制法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(19)振動規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	
(20)騒音規制法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(20)騒音規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	
(21)労働基準法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(21)労働基準法 (令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号)	
(22)労働者災害補償保険法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(22)労働者災害補償保険法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)	
(23)職業安定法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(23)職業安定法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)	
(24)中小企業退職金共済法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(24)中小企業退職金共済法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)	
(25)下請代金支払遅延等防止法 (平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号)	(25)下請代金遅延等防止法 (平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号)	
(26)雇用保険法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(26)雇用保険法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 58 号)	
(27)作業環境測定法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(27)作業環境測定法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)	
(28)じん肺法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)	(28)じん肺法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)	
(29)建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(29)建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号)	
(30)出入国管理及び難民認定法 (令和 5 年 12 月改正 法律第 84 号)	(30)出入国管理及び難民認定法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 69 号)	
(31)道路交通法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 63 号)	(31)道路交通法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 52 号)	
(32)道路運送法 (令和 5 年 4 月改正 法律第 18 号)	(32)道路運送法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 36 号)	
(33)道路運送車両法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 63 号)	(33)道路運送車両法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)	
(34)消防法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 58 号)	(34)消防法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)	
(35)毒物及び劇物取締法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 36 号)	(35)毒物及び劇物取締法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 66 号)	
(36)火薬類取締法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(36)火薬類取締法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)	
(37)建設工事公衆災害防止対策要綱 (令和元年 9 月国土交通省告示 496 号)	(37)建設工事公衆災害防止対策要綱 (令和元年 9 月国土交通省告示 496 号)	

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
(38)廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(38)廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)	
(39)資源の有効な利用の促進に関する法律 (令和 4 年 5 月改正 法律第 46 号)	(39)資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	
(40)文化財保護法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(40)文化財保護法 (令和 3 年 3 月改正 法律第 22 号)	
(41)労働安全衛生法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(41)労働安全衛生法 (平成 26 年 12 月改正 法律第 82 号)	
(42)労働安全衛生規則 (令和 5 年 9 月改正 厚生労働省令第 121 号)	(42)労働安全衛生規則 (令和 3 年 12 月改正 厚生労働省令第 188 号)	
(43)特定化学物質等障害予防規則 (令和 5 年 4 月改正 厚生労働省令第 70 号)	(43)特定化学物質等障害予防規則 (令和 2 年 4 月改正 厚生労働省令第 89 号)	
(44)石綿障害予防規則 (令和 5 年 12 月改正 厚生労働省令第 165 号)	(44)石綿障害予防規則 (令和 3 年 5 月改正 厚生労働省令第 96 号)	
(45)酸素欠乏症等防止規則 (令和 4 年 4 月改正 厚生労働省令第 82 号)	(45)酸素欠乏症等防止規則(平成 30 年 6 月改正 厚生労働省令第 75 号)	
(46)健康保険法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 48 号)	(46)健康保険法 (令和 4 年 1 月改正 法律第 66 号)	
(47)都市公園法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(47)都市公園法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)	
(48)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(48)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)	
(49)土壤汚染対策法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(49)土壤汚染対策法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	
(50)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)	(50)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)	
(51)広域連合企業団水道用水供給条例 (平成 31 年 広域連合企業団条例第 31 号)	(51)広域連合企業団水道用水供給条例 (平成 31 年 広域連合企業団条例第 31 号)	
(52)自然環境保全部 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(52)自然環境保全部 (平成 31 年 4 月改正 法律第 20 号)	
(53)自然公園法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(53)自然公園法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 29 号)	
(54)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)	(54)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)	
(55)河川法施行令 (令和 4 年 3 月改正 政令第 167 号)	(55)河川法施行法 (令和元年 12 月改正 法律第 183 号)	

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
(56)技術士法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(56)技術士法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)	
(57)計量法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(57)計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	
(58)厚生年金保険法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 53 号)	(58)厚生年金保険法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)	
(59)最低賃金法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(59)最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 28 号)	
(60)所得税法 (令和 5 年 11 月改正 法律第 79 号)	(60)所得税法 (令和 3 年 3 月改正 法律第 11 号)	
(61)著作権法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 53 号)	(61)著作権法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 48 号)	
(62)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(62)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 42 号)	
(63)労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(63)労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号)	
(64)農薬取締法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 36 号)	(64)農薬取締法 (令和元年 12 月改正 法律第 62 号)	
(65)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	(65)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 29 年 5 月 法律第 41 号)	
(66)公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年 6 月 法律第 35 号)	(66)公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年 6 月 法律第 35 号)	
(67)警備業法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 63 号)	(67)警備業法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)	
(68)個人情報保護に関する法律 (令和 5 年 11 月改正 法律第 79 号)	(68)行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)	
(69)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和 5 年 6 月改正 法律第 58 号)	(69)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和 2 年 6 月改正 法律第 42 号)	
2・3 (略)	2・3 (略)	
1.1.5～1.1.18 (略)	1.1.5～1.1.18 (略)	

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<p>1.1.19 特許権等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 発注者が、引き渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和5年6月改正法律第53号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p>	<p>1.1.19 特許権等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 発注者が、引き渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成26年法律第35号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p>	(変更)
<p>1.1.20 (略)</p>	<p>1.1.20 (略)</p>	
<p>1.1.21 保険の付加及び事故の補償</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>4. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して、責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p>5. 1件あたりの契約金額が500万円以上の建設工事を受注した建設業者は、勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部の掛金収納書（発注官公庁等用）を貼付した「建設業退職金共済証紙（退職金ポイント）購入状況報告書」を建設工事契約締結後1ヶ月以内に提出し、掛金の収納の確認を受けなければならない。</p> <p>なお、報告書を期限内に提出できない受注者は、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を記入した「建設業退職金共済証紙（退職金ポイント）購入状況報告遅延報告書」を提出しなければ</p>	<p>1.1.21 保険の付加及び事故の補償</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して、責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p>4. 1件あたりの契約金額が500万円以上の建設工事を受注した建設業者は、勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部の掛金収納書（発注官公庁等用）を貼付した「建設業退職金共済証紙（退職金ポイント）購入状況報告書」を建設工事契約締結後1ヶ月以内に提出し、掛金の収納の確認を受けなければならない。</p> <p>なお、報告書を期限内に提出できない受注者は、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を記入した「建設業退職金共済証紙（退職金ポイント）購入状況報告遅延報告書」を提出しなければ</p>	(新設) (変更) (変更)

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<p>ならない。</p> <p>1.1.22～1.1.24 (略)</p> <p>1・2 工事施工</p> <p>1.2.1～1.2.13 (略)</p> <p>1.2.14 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請負契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の適正価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>1.2.15～1.2.26 (略)</p> <p>1. 3 安全管理</p> <p>1.3.1 工事中の安全確保</p>	<p>ならない。</p> <p>1.1.22～1.1.24 (略)</p> <p>1・2 工事施工</p> <p>1.2.1～1.2.13 (略)</p> <p>1.2.14 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>1.2.15～1.2.26 (略)</p> <p>1. 3 安全管理</p> <p>1.3.1 工事中の安全確保</p>	(追記)

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<p>1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和 6 年 3 月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日）及び J I S A 8 9 7 2（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は、当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2（略）</p> <p>3. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省 告示、令和元年 9 月 2 日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。</p> <p>4～19（略）</p> <p>20. 監督職員が、労働安全衛生法（令和 4 年 6 月改正、法律第 68 号）第 30 条第 1 項に規定する措置を講じるものとして、同条第 2 項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>21～27（略）</p> <p>1.3.2（略）</p> <p>1.3.3 交通及び保安上の措置</p> <p>1. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたり、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打ち合わせを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和 3 年 6 月改正、内閣府・国土交通省令第 2 号）、道路工事現場にお</p>	<p>1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和 2 年 3 月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日）及び J I S A 8 9 7 2（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は、当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2（略）</p> <p>3. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成 5 年 1 月 12 日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。</p> <p>4～19（略）</p> <p>20. 監督職員が、労働安全衛生法（平成 23 年 6 月 24 日、法律第 74 号）第 30 条第 1 項に規定する措置を講じるものとして、同条第 2 項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>21～27（略）</p> <p>1.3.2（略）</p> <p>1.3.3 交通及び保安上の措置</p> <p>1. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたり、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打ち合わせを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成 26 年 5 月 26 日改正、内閣府・国土交通省令第 4 号）、道路工事現</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<p>ける標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（令和元年 5 月 21 日改正 国関整道管第 8 号）に基づき安全対策を講じなければならない。</p> <p>2～12（略）</p> <p>1.3.4 過積載の防止</p> <p>1. 受注者は、大量の土砂及び大型の工事用資機材の運搬を伴う工事を施工する場合は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成 26 年 6 月 13 日改正、法律第 69 号）、車両制限令（令和 3 年 7 月 9 日改正、政令第 198 号）及び千葉県土砂運搬適正化対策要綱（令和 3 年 10 月 1 日改正）を遵守し、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他交通安全対策上の必要事項について搬送計画を立て、監督職員に提出しなければならない。なお、車両制限令第 3 条第 1 項に定める制限を越えて工事用資材及び機械等を運搬する場合は、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を受けなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>1.3.5 事故防止</p>	<p>場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（令和元年 5 月 21 日改正 国関整道管第 8 号）に基づき安全対策を講じなければならない。</p> <p>2～12（略）</p> <p>1.3.4 過積載の防止</p> <p>1. 受注者は、大量の土砂及び大型の工事用資機材の運搬を伴う工事を施工する場合は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成 26 年 6 月 13 日改正、法律第 69 号）、車両制限令（令和 3 年 7 月 9 日改正、政令第 198 号）及び千葉県土砂運搬適正化対策要綱（令和 3 年 10 月 1 日改正）を遵守し、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他交通安全対策上の必要事項について搬送計画を立て、監督職員に提出しなければならない。なお、車両制限令第 3 条第 1 項に定める制限を越えて工事用資材及び機械等を運搬する場合は、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を受けなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>1.3.5 事故防止</p>	<p>（追記）</p>

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後		改 正 前		備考欄
機、全回転型オールケーシング掘削機)・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン		機、全回転型オールケーシング掘削機)・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン		(変更)
表 1.3		表 1.3		
機種	備考	機種	備考	(変更)
トンネル工事中用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30KW～260KW）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている 大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車 の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	トンネル工事中用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30KW～260KW）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	
7 (略)		7 (略)		(変更)
8. 受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（令和 3 年 5 月改正、法律第 36 号。「グリーン購入法」という。）」第 10 条の規定により定めた「千葉県環境配慮物品調達方針」の対象物品の使用を推進するものとする。		8. 受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成 15 年 7 月改正、法律第 119 号。「グリーン購入法」という。）」第 10 条の規定により定めた「千葉県環境配慮物品調達方針」の対象物品の使用を推進するものとする。		
9・10 (略)		9・10 (略)		

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
1.3.9～1.3.10 (略) 1.4 (略)	1.3.9～1.3.10 (略) 1.4 (略)	

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<p style="text-align: center;">I 共通編</p> <p style="text-align: center;">3. 工事</p> <p>3. 1～3. 3 (略)</p> <p>3. 4 コンクリート工</p> <p>3.4.1・3.4.2 (略)</p> <p>3.4.3 工場の選定</p> <p>(1) 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、J I S マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）を選定し、その製品はJ I S A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条（3）、（4）項の規定によるものとする。</p> <p>(2)～（5）略</p>	<p style="text-align: center;">I 共通編</p> <p style="text-align: center;">3. 工事</p> <p>3. 1～3. 3 (略)</p> <p>3. 4 コンクリート工</p> <p>3.4.1・3.4.2 (略)</p> <p>3.4.3 工場の選定</p> <p>(1) 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、J I S マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月30日法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）を選定し、その製品はJ I S A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条（3）、（4）項の規定によるものとする。</p> <p>(2)～（5）略</p>	<p>(変更)</p>

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<p style="text-align: center;">Ⅱ 管路工事</p> <p style="text-align: center;">4. 管路工事</p> <p>4. 1 施工一般</p> <p>4.1.1～4.1.13 (略)</p> <p>4.1.14 管の据付け 1～8 (略)</p> <p>9. さや管内にエアミルク等を充填する場合は、全延長にわたり管周囲に均等に施工しなければならない。</p> <p>4.1.15～4.1.42 (略)</p> <p>4. 2・4. 3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">Ⅱ 管路工事</p> <p style="text-align: center;">4. 管路工事</p> <p>4. 1 施工一般</p> <p>4.1.1～4.1.13 (略)</p> <p>4.1.14 管の据付け 1～8 (略)</p> <p>9. さや管内に砂等を充填する場合は、全延長にわたり管周囲に均等に施工しなければならない。</p> <p>4.1.15～4.1.42 (略)</p> <p>4. 2・4. 3 (略)</p>	<p>(変更)</p>

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<p style="text-align: center;">Ⅱ 管路工事</p> <p style="text-align: center;">1 1. 道路復旧工事</p> <p>1 1. 1～1 1. 1 3 (略)</p> <p>1 1. 1 4 舗設 11.14.1～11.14.7 (略)</p> <p>11.14.8 オーバーレイ工</p> <p>1. 施工面の整備</p> <p>(1) 受注者は、路面切削施工前に縦横断測量を行い、舗装計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は 40m間隔とする。</p>	<p style="text-align: center;">Ⅱ 管路工事</p> <p style="text-align: center;">1 1. 道路復旧工事</p> <p>1 1. 1～1 1. 1 3 (略)</p> <p>1 1. 1 4 舗設 11.14.1～11.14.7 (略)</p> <p>11.14.8 オーバーレイ工</p> <p>1. 施工面の整備</p> <p>(1) 受注者は、路面切削施工前に縦横断測量を行い、舗装計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は 20m間隔とする。</p>	<p>(変更)</p>

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<p style="text-align: center;">V 工事関係要領等</p> <p style="text-align: center;">19-2. 完成図作成要領 (水道事業)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 図面の作成方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 平面図</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 測点番号は道なりを基本とし、工事始点から 40m毎に設定し終点を必ず測定記載すること。また、番号の順序は本線から始め、次に枝線の順に設定するが、枝線が複数ある場合は、工事始点に近い方から設定すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、測点番号の設定例は別図のとおり。</p>	<p style="text-align: center;">V 工事関係要領等</p> <p style="text-align: center;">19-2. 完成図作成要領 (水道事業)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 図面の作成方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 平面図</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 測点番号は道なりを基本とし、工事始点から 20m毎に設定し終点を必ず測定記載すること。また、番号の順序は本線から始め、次に枝線の順に設定するが、枝線が複数ある場合は、工事始点に近い方から設定すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、測点番号の設定例は別図のとおり。</p>	<p>(変更)</p>

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<p>(8) 写真綴り表紙には、施工年度・工事番号・工事名・施工箇所・工期・施工業者名を明記すること。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) 削除</p> <p>2. 撮影すべき主な標準事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 鋳鉄管接合工事</p> <p>① さし口・受け口の清掃，滑剤塗布の状況</p> <p>② さし口の挿入状況</p> <p>・レバーホイスト等の使用状況がわかるよう写すこと。</p> <p>③ ライナ設置状況</p> <p>④ チェックゲージ・隙間ゲージ確認状況</p> <p>⑤ トルクレンチによる締め付け状況</p> <p>・トルクレンチをボルト寸法と受け口形による所定のトルクに合わせた部分が見えるように写すこと。</p> <p>⑥ 曲管の接合された状況</p> <p>・直管部分の接合の直線及び，曲管の正常さを写すこと。</p> <p>⑦ 鉄管切断状況</p> <p>・切断面の状況及び切管寸法を明示する写真とすること。</p> <p>⑧ 空気弁・消火栓・弁据付け状況</p> <p>・全箇所について接合の順に写すこと。</p> <p>⑨ 水圧試験状況</p> <p>・1箇所1枚とし，圧力ゲージが判読できるように写すこと。</p>	<p>(8) 写真綴り表紙には、施工年度・工事番号・工事名・施工箇所・工期・施工業者名を明記すること。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) 上記で変更精算の延長が長い場合は，20m 間隔で写真撮影すること。</p> <p>2. 撮影すべき主な標準事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 鋳鉄管接合工事</p> <p>① さし口・受け口の清掃後，水洗い滑剤塗布の状況</p> <p>② トルクレンチで締め付け状況</p> <p>③ トルクレンチをボルト寸法と受け口形による所定のトルクに合わせた部分が見えるように写すこと。</p> <p>④ 曲管の接合された状況</p> <p>・直管部分の接合の直線及び，曲管の正常さを写すこと。</p> <p>⑤ 鉄管切断状況</p> <p>・切断面の状況及び切管寸法を明示する写真とすること。</p> <p>⑥ 空気弁・消火栓・弁据付け状況</p> <p>・全箇所について接合の順に写すこと。</p> <p>⑦ 水圧試験状況</p> <p>・1箇所1枚とし，圧力ゲージが判読できるように写すこと。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後							改 正 前							備考欄	
<p>③ KY活動実施状況</p> <p>④ 安全施設設置状況</p> <p>⑤ 交通誘導員配置状況</p> <p>⑥ 安全教育実施状況</p> <p>写真撮影箇所一覧</p>							<p>写真撮影箇所一覧</p>							(変更)	
工事写真帳の構成			写真の撮影				写真整理	工事写真帳の構成			写真の撮影				写真整理
区分 1	区分2	区分3	ポイント	撮影 間隔	摘 要	区分 1		区分2	区分3	ポイント	撮影 間隔	摘 要			
	着工前・ 完成	着工前	測点		起点から終点に向 かって撮影するこ とを原則とする。	工区別（路線 別） No.0～		着工前・ 完成	着工前	測点		起点から終点に向 かって撮影するこ とを原則とする。	工区別（路線 別） No.0～		
		完成	測点		着工前の写真と同 じ場所を撮影する こと。	"			完成	測点		着工前の写真と同 じ場所を撮影する こと。	"		
	使用材料	材料検査（配水 管）		検査 実施 時	材料検査を一式と して黒板に明記の うえ、全ての材料 が確認できるよう 撮影させること。		使用材料	材料検査（配水 管）		検査 実施 時	材料検査を一式と して黒板に明記の うえ、全ての材料 が確認できる用撮 影すること。				
		材料検査（給水 管）		"	"			材料検査（給水 管）		"	"				
	試掘工	公衆安全対策		必要	管種,土被り,離れ,		試掘工	公衆安全対策		必要	管種,土被り,離れ,				

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後						改 正 前						備考欄	
				の都 度	幅,深さ 舗装厚・路盤厚 仮設工設置状況					の都 度	幅,深さ		
	安全工	安全管理		適宜	KY活動等の実施 状況			安全工					
		安全教育		適宜	安全訓練等の実施 状況				安全教育		適宜	安全訓練等の実施 状況	
配水管布設工<工区別 (路線別), 測点ごと, No.0~>						配水管布設工<工区別 (路線別), 測点ごと, No.0~>							
	準備工	舗装版切断	測点	40 m	切断状況 カッター汚泥回収 状況 切断幅			準備工	舗装版切断	測点	40 m	施工状況	
		舗装版取壊し	"	40 m	取壊し状況 積込、搬出状況				舗装版取壊し	"	40 m	"	
	仮設工	指定仮設	"	40 m	施工状況			仮設工					
		任意仮設	"	適宜	施工状況				指定仮設	"	40 m	土留め、ウエルポ イント等で設計で 指定された仮設工	
	土工	路盤掘削積込	"	40 m	掘削状況 積込状況			土工	路盤掘削積込	"	40 m	施工状況	
		機械掘削積込	"	40 m	"				機械掘削積込	"	40 m	"	
		掘削形状	"	40	幅、深さ	近接構造物が			掘削形状	"	40	幅、深さ	

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後						改 正 前						備考欄		
				m	埋設物種別・土被り・離れ	ある場合					m			
		会所掘りの状況	〃	適宜	長さ、深さ				会所掘りの状況	〃	40 m	長さ、深さ		
管撤去工	既設管撤去		〃	40 m	土被り、撤去状況 石綿対策状況	石綿管の場合								
管布設工	土被り、離れ		〃	40 m	測定状況			管布設工	土被り、離れ	〃	40 m	測定状況		
	管布設状況		〃	40 m	数本の管が布設された状況				管布設状況	〃	40 m	数本の管が布設された状況		
	継手接合		〃	40 m	接合状況（陸での撮影 OK）				継手接合	〃	40 m	接合状況（陸での撮影 OK）		
	明示テープ、ボリスリーブ		〃	40 m	施工状況（陸での撮影 OK）				明示テープ、ボリスリーブ	〃	40 m	施工状況（陸での撮影 OK）		
	切管			全箇所	施工状況、切断面の防錆処理	近辺の測点に登録			切管		全箇所	施工状況、切断面の防錆処理	近辺の測点に登録	
	曲折箇所			〃	施工状況、配管状況図添付（黒板 or 写真帳）	〃			曲折箇所		〃	施工状況、配管状況図添付（黒板 or 写真帳）	〃	
	上・下越し箇所			〃	〃	〃			上・下越し箇所		〃	〃	〃	
	弁設置			〃	舗装本復旧完了後に弁等の完成を撮影すること。	近辺の測点に登録 概要図の記号を明示			弁設置		〃	〃	近辺の測点に登録 概要図の記号を明示	

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後							改 正 前							備考欄
		消火栓		"	"	"			消火栓		"	"	"	
					舗装本復旧完了後に消火栓の完成を撮影すること。							舗装本復旧完了後に弁等の完成を撮影すること。		
		T字管、割T字管		"	施工状況、配管状況図添付（黒板 or 写真長）	"			T字管、割T字管		"	"	"	
												"	施工状況、配管状況図添付（黒板 or 写真長）	
		連絡箇所		"	"	"			連絡箇所		"	"	"	
												"	"	
		栓設置		"	"	"			栓設置		"	"	"	
	水圧試験	DIP		適宜	①加圧直後、②5分後			水圧試験	DIP		適宜	①加圧直後、②5分後		
		HPPE		"	①加圧直後、②5分後(0.75MPa)、③減圧後(0.5MPa)、④1時間後(0.4MPa以上)				HPPE		"	①加圧直後、②5分後(0.75MPa)、③減圧後(0.5MPa)、④1時間後(0.4MPa以上)		
	土工	埋戻し	測点	40m	転圧の厚さ各層毎(20cm～30cm)			土工	埋戻し	測点	40m	転圧の厚さ各層毎(20cm～30cm)		
	埋設シー	埋設シート布設	"	40	施工状況			埋設シー	埋設シート布設	"	40	施工状況		

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後						改 正 前						備考欄
ト	状況		m			ト	状況		m			
	仮復旧工	路盤工	"	40 m	仕上げ厚（転圧の厚さ） 各層毎（下がり撮影）		仮復旧工	路盤工	"	40 m	仕上げ厚（転圧の厚さ） 各層毎（下がり撮影）	
		舗装工	"	40 m	"			舗装工	"	40 m	"	
本復旧工<工区別（路線別）、測点ごと、No.0～>						本復旧工<工区別（路線別）、測点ごと、No.0～>						
	本復旧工	仮復旧撤去工	測点	40 m	施工状況		本復旧工	仮復旧撤去工	測点	40 m	施工状況	
		表層工、基層工	"	40 m	仕上げ厚 各層毎（下がり撮影） コア測定			表層工、基層工	"	40 m	仕上げ厚 各層毎（下がり撮影） コア測定	
		道路標示復旧工	"	適宜	施工状況			道路標示復旧工	"	適宜	施工状況	
								舗装品質管理		適宜	加熱合材温度管理 （必須） 締固め密度測定	
産業廃棄物処理工<発生土処分、As 塊、Co 塊、塩ビ管、石綿管等>						産業廃棄物処理工<発生土処分、As 塊、Co 塊、塩ビ管、石綿管等>						
	発生土処分			出発 時 処理 時	車両のナンバー・ 特定事業場看板を 写しこむ		発生土処分			運搬 時 処理 時	状況写真 車両のナンバー等 を写しこむ	
	産業廃棄			出発	産業廃棄物収集運		産業廃棄			運搬	状況写真	

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改正後						改正前						備考欄	
	物処分			時 処理 時	搬車表示確認 車両のナンバー・ 処分許可看板を写 しこむ				時 処理 時	車両のナンバー等 を写しこむ			
その他						その他							
	災害	被災状況		適宜	被災状況及び規模 等	「被災前（現 場付近）」 「被災直後」 「被災後」				適宜	被災状況及び規模 等	「被災前（現 場付近）」 「被災直後」 「被災後」	
	事故	事故報告		〃	事故の状況	「発生前（現 場付近）」 「発生直後」 「発生後」				〃	事故の状況	「発生前（現 場付近）」 「発生直後」 「発生後」	
	補償関係			〃	被害又は加害状況	「発生前」 「発生時」 「発生後」				〃	被害又は加害状況	「発生前」 「発生時」 「発生後」	
	環境対策			〃	各種施設設置状況	「設置後」				〃	各種施設設置状況	「設置後」	
	イメージ アップ			〃	各種施設設置状況	「設置後」				〃	各種施設設置状況	「設置後」	
給水管切替工<給水装置切替一覧表を作成>						給水管切替工<給水装置切替一覧表を作成>							
	着工前・ 完成	着工前	給水 箇所	全箇 所					着工前・ 完成	着工前	給水 箇所	全箇 所	
		完成	〃	〃	着工前の写真と同 じ箇所を					完成	〃	〃	着工前の写真と同 じ箇所を撮影する

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後						改 正 前						備考欄	
					撮影すること						こと		
	給水管切替工		"	10箇所に1箇所	幅、深さ	引抜工場の場合は全箇所			"	3箇所に1箇所	幅、深さ		
	給水管切替工	分水栓建込工(铸铁)	"	全箇所	トルクレンチ締め付け	締付けトルク確認			"	全箇所	施工状況(起点、終点) 鋼管の場合ネジ込み、ネジ立てを撮影する。		
			"	10箇所に1箇所	ポリスリーブ被覆								
		分水栓建込工(EF)	"	全箇所	施工状況								
		不断水連絡工	"	全箇所	施工状況								
		水圧試験	"	全箇所	①加圧時、②1分後					全箇所	①加圧時、②1分後		
		給水管布設工	"	全箇所	配管状況	全景写す・略図記載							
		土被り、離れ	"	全箇所	測定状況								

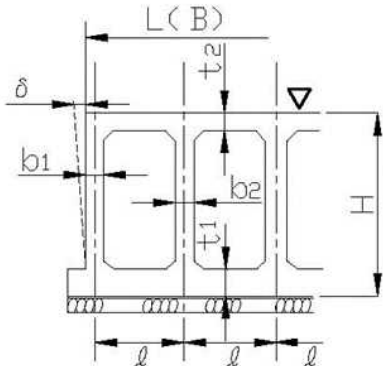
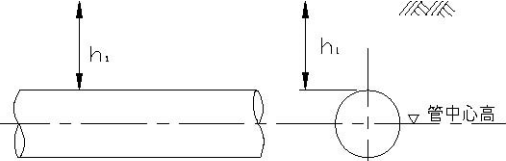
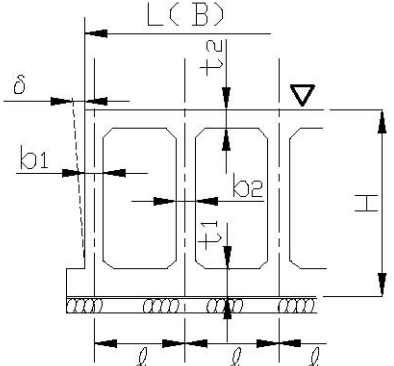
かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後							改 正 前							備考欄	
	復旧工			必要 の都 度	As 復旧、Co 復 旧、タイルの 復旧など			復旧工			必要 の都 度	As 復旧、Co 復 旧、タイルの復旧 など			
仮設配水管、仮設給水管切替工							仮設配水管、仮設給水管切替工								
	着工前・ 完成	着工前	測点		出来るだけ本管布 設と同じポイント で撮影すること。	工区別（路線 別） No.0～		着工前・ 完成	着工前	測点		出来るだけ本管布 設と同じポイント で撮影すること。	工区別（路線 別） No.0～		
		完成	"		着工前の写真と同 じ箇所を 撮影すること。	"			完成	"		着工前の写真と同 じ箇所を撮影する こと。	"		
	使用材料	材料検査		検査 実施 時	仮設材料一式とし て黒板に明記のう え撮影すること			使用材料	材料検査		検査 実施 時	仮設材料一式とし て黒板に明記のう え撮影すること			
	不断水工 法	不断水仕切弁設 置工		全箇 所	施工状況										
		不断水分岐工		全箇 所	施工状況										
	仮設配水 管	仮設配水管土工	測点	40 m	幅、深さ			仮設配水 管	仮設配水管土工	測点	40 m	本管布設と同様と する			
		仮設配水管布設 工	"	40 m	配管状況	露出配管の場 合は 凍結防止状況			仮設配水管布設 工	"	40 m	"			
		仮設分岐工	分岐 箇所	全箇 所	施工状況				仮設分岐工	分岐 箇所	全箇 所	施工状況			

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後							改 正 前							備考欄			
		仮設配水管撤去 工	測点	40 m	撤去状況												
		仮設配水管撤去 土工	〃	40 m	本管布設と同様と する												
	仮設給水管	仮設給水管切替 土工	給水 箇所	10箇 所に 1箇 所	幅、深さ			仮設給水管	仮設給水管切替 土工	給水 箇所	3箇 所に 1箇 所	幅、深さ					
		仮設給水管切替 工	〃	全箇 所	施工状況				仮設給水管切替 工	〃	全箇 所	施工状況（起点、 終点）					
出来形管理																	
		コア採取工		適宜	採取状況	舗装種別ごと に1箇所											
				適宜	厚み測定状況												
品質管理																	
	舗装品質 管理	加熱合材温度管 理		運搬 の都 度	締固め前温度測定												
		平坦性試験		40 m	実施状況												
		簡易貫入試験		全箇 所	実施状況												

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

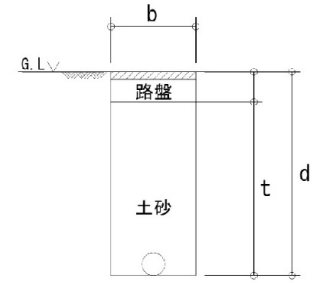
改正後	改正前	備考欄
<p>なければならない。</p> <p>基準高さの例</p>  <p>3. 各工種及び測定項目等</p> <p>受注者は、出来形管理に当っては、監督職員と設計数量との整合性について協議し、適切な管理を行なわなければならない。</p>	<p>なければならない。</p> <p>基準高さの例</p>   <p>2. 各工種及び測定項目等</p> <p>受注者は、出来形管理に当っては、監督職員と設計数量との整合性について協議し、適切な管理を行なわなければならない。</p>	<p>(変更)</p>

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<p>出来形管理基準一覧表</p> <p>別表のとおり（新設）</p> <p>※千葉県企業局の出来高管理基準を踏襲する。</p>	<p>出来形管理基準一覧表</p> <p>別表のとおり（削除）</p>	<p>（変更）</p>

別表

工事	工種	工種細目	測定項目	規格値	測定基準	摘要
管 工 事	(1) 土工	掘削工	幅 b	+50mm -0	○延長40m毎（標準的な位置）に測定する。 ○布設延長40m未満の路線にあつては、路線毎に2箇所測定する。 ○給水管切替工事及び鉛給水管更新工事の開削工法の土工は10箇所に1箇所、配管状況は、全箇所測定する。また、引抜き工法は、土工、配管工とも全箇所測定する。	土被りの変化点、占用位置の変化点においても測定する。 埋戻工については、路床（路盤下から管下）の厚さを測定する。
			深さ d	+100mm -0		
		埋戻工	厚さ t	-50mm		
	(2) 配管工	配管工	延長 L	+0.10% -0		
			土被り D	+100mm -0		
			占用位置 H	±50mm		
(3) 仕切弁設置工	砕石基礎工	径 B	-50mm	○設置箇所毎に測定する。	○スピンドルが中心になるよう据付られていること。 ○鉄蓋と路面との段差がないこと。 (路面とのすり付け勾配1%以内)	
		厚さ t	-30mm			
	仕切弁筐設置	据付位置	中心			
		鉄蓋据付	±0mm			
(4) 消火栓・排水栓・空気弁設置工	砕石基礎工	径 B	-50mm	○設置箇所毎に測定する。	○鉄蓋と路面との段差がないこと。 (路面とのすり付け勾配1%以内)	
		厚さ t	-30mm			
	鉄蓋設置工	鉄蓋据付	±0mm			



工 事	工 種	工種細目	測定項目	規格値	測定基準	摘 要
管 工 事	(5) 仕切弁室・排水弁 室築造工	基礎工	幅 b 厚さ t	-50mm -30mm	○設置箇所毎に測定する。	
		躯体工	内寸法 b 1 外寸法 b 2	±30mm ±30mm		
			高さ h 1 h 2	±30mm ±30mm		
			壁圧 t	+10mm -5mm		
	(6) 管防護工	基礎工	幅 b 厚さ t	-50mm -30mm	○設置箇所毎に測定する。	
		コンクリート工	長さ } 幅 } 厚さ }	断面 +30mm -0 延長 +30mm -0		
	(7) 推進工	推進工 (小口径)	基準高 ▽	-50mm	○基準高、中心線の変位 (水平) は、推進管 1 本毎に 1 箇所測定 する。	
中心線の変位 (水平)			直線のみ の推進区 間 ±50mm			
延長 L			曲線を含 む推進区 間 ±100mm -L/500mm かつ -200mm			

工 事	工 種	工種細目	測定項目	規格値	測定基準	摘 要
道 路 復 旧 工 事	(1) アスファルト 舗装工 (下層路盤)	砕石クラッシャーレン 再生クラッシャーレン クラッシャーレンスラグ	厚さ t 幅 b	-45mm -50mm	○延長40m毎に1箇所割で測定。 ○延長40m未満については、路線毎に測定。 ○給水管切替工事及び鉛給水管更新工事において、箇所毎の復旧となる場合は、10箇所に1箇所測定する。 ただし、道路管理者の指示があった場合や、現場状況に応じて必要な場合測定する。	○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。
	(2) アスファルト 舗装工 (上層路盤)	粒度調整砕石 粒度調整スラグ	厚さ t 幅 b	-30mm -50mm		
		セメント及び石灰 安定処理	厚さ t 幅 b	-30mm -50mm		
		加熱アスファルト 安定処理 再生アスファルト 安定処理	厚さ t 幅 b	-20mm -50mm		
	(3) アスファルト 舗装工	アスファルト混合物層 (基層工)	厚さ t 幅 b	-12mm -25mm	○厚さは、施工面積200㎡を超え2000㎡以下の場合、コアを3個採取して測定とし、幅は、延長40m毎に1箇所割で測定。 ○延長40m未満については、路線毎に測定。	
	(4) アスファルト 舗装工	アスファルト混合物層 (表層工)	厚さ t 幅 b 平坦性	-9mm -25mm 3mプロフィールメータ (σ) 2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm 以下	○厚さは、施工面積200㎡を超え2000㎡以下の場合、コアを3個採取して測定とし、幅は、延長40m毎に1箇所割で測定。 ○延長40m未満については、路線毎に測定。 ○施工面積200㎡以下の場合、コアの採取、平坦性試験を省略する。 ただし、道路管理者の指示があった場合や、現場状況に応じて必要な場合測定する。	

工 事	工 種	工種細目	測定項目	規格値	測定基準	摘 要
道 路 復 旧 工 事	(5) コンクリート 舗装工	下層路盤工	厚さ t 幅 b	-45mm -50mm	○延長40m毎に1箇所割で測定。 ○延長40m未満については、路線 毎に測定。	
	(6) コンクリート 舗装工	粒度調整路盤工	厚さ t 幅 b	-30mm -50mm		
	(7) コンクリート 舗装工	コンクリート舗装 版工	厚さ t 幅 b 目地段差	-10mm -25mm ±2mm		
	(8) 歩道路盤工	砕石クラッシャーレン 粒度調整砕石 (歩道路盤工)	厚さ t < 15cm t ≥ 15cm 幅 b	-30mm -45mm -100mm	○延長40m毎に1箇所割で測定。 ○施工延長40m未満については、 路線毎に測定。	
	(9) 歩道舗装工	アスファルト混合物層 透水性アスファルト 混合物層 (歩道舗装工) (表層工)	厚さ t 幅 b	-9mm -25mm	○厚さは、施工面積200㎡を超え 2000㎡以下の場合は、コアを3個 採取して測定とし、幅は、延長40 m毎に1箇所割で測定。 ○延長40m未満については、路線 毎に測定。 ○施工面積200㎡以下の場合は、コ アの採取を省略する。	
(10) 砂利道復旧工	砕石クラッシャーレン 粒度調整砕石	厚さ t 幅 b	-45mm -50mm		※下層路盤工に準ずる。	

工 事	工 種	工種細目	測定項目	規格値	測定基準	摘 要
道 路 復 旧 工 事	(11) 路面切削工		厚さ t 幅 w	-7mm -25mm	○厚さは、40m毎に現舗装高さ切削後の基準高の差で算出する。 測定点は、車道中心線、車道端及びその中心とする。 ○幅は、延長40m毎に1箇所/施工箇所とする。	
	(12) 切削オーバーレイ工		厚さ t 幅 W	-7mm -25mm		
			平坦性	3mプロフィールメータ (σ) 2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm 以下		
	(13) オーバーレイ工		厚さ t 幅 W	-9mm -25mm	○厚さは、40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は、車道中心線、車道端及びその中心とする。 ○幅は、延長40m毎に1箇所/施工箇所とする。 ○延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 ○断面状況で、間隔、測点数、厚さを変えることができる。 ○平坦性は、道路管理者の指示があった場合や、現場状況に応じて必要な場合測定する。	
		平坦性	3mプロフィールメータ (σ) 2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm 以下			
	(14) 排水性舗装工	下層路盤工	厚さ t 幅 b	-45mm -50mm	○延長40m毎に1箇所/割で測定。 ○延長40m未満については、路線毎に測定。	

工 事	工 種	工種細目	測定項目	規格値	測定基準	摘 要
道 路 復 旧 工 事	(15) 排水性舗装工	上層路盤工 粒度調整路盤工	厚さ t 幅 b	-30mm -50mm	○延長40m毎に1箇所割で測定。 ○延長40m未満については、路線毎に測定。	※県基準 第3編土木工事共通編 道路 関係 排水性舗装工（上層路盤工）より
	(16) 排水性舗装工	上層路盤工 セメント（石灰） 安定処理工	厚さ t 幅 b	-30mm -50mm		
	(17) 排水性舗装工	加熱アスファルト安定 処理工	厚さ t （測定の平均値） 幅 b	-20mm （-7mm） -50mm	○厚さは、施工面積200㎡を超え 2000㎡以下の場合、コアを3個 採取して測定とし、幅は、延長40 m毎に1箇所割で測定。 ○延長40m未満については、路線 毎に測定。	
	(18) 排水性舗装工	基層工	厚さ t （測定の平均値） 幅 b	-12mm （-4mm） -25mm		
	(19) 排水性舗装工	表層工	厚さ t （測定の平均値） 幅 b 平坦性	-9mm （-3mm） -25mm 3mプロファイルメータ （σ）2.4mm 以下 直読式（足付き） （σ）1.75mm 以下		○厚さは、施工面積200㎡を超え 2000㎡以下の場合、コアを3個 採取して測定とし、幅は、延長40 m毎に1箇所割で測定。 ○延長40m未満については、路線 毎に測定。 ○施工面積200㎡以下の場合、コ アの採取、平坦性試験を省略する。 ○維持工事については、平坦性の の項目を省略することができる。 ただし、道路管理者の指示があ った場合や、現場状況に応じて必 要な場合測定する。
(20) 附属施設	区画線工 表示文字	厚さ t 幅 W	設計値以上	○厚さは、各線種毎に、1箇所 テストピースにより測定。		

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<p>確認する工種及び試験（測定）項目等について工事着手前に協議すること。</p> <p>品質管理基準</p> <p style="color: red;">別表のとおり（新規追加）</p> <p style="color: red;">※千葉県企業局の出来高管理基準を踏襲する。</p>	<p>確認する工種及び試験（測定）項目等について工事着手前に協議すること。</p> <p>品質管理基準</p> <p>別表のとおり（削除）</p>	<p>（変更）</p>

別表

工事	工種	工種細目	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等確認
管 工 事	(1) 土工	埋戻工	簡易貫入試験	12回以上/10cm	○布設延長100m以下は 2箇所 ○100m以上は、100m毎 に1箇所 ○50m以下は、1箇所 ○路線毎に1箇所 ○上記以外、道路管理者 の指示があった場合や、 現場状況に応じて必要な 場合測定する。		記録写真
	(2) 分岐工	不断水穿孔工 給水管切替工 (サドル分水)	水圧試験	0.75MPaを1分間 以上保持する。 0.75MPaを1分間 以上保持する。	○設置箇所毎に試験を行 い漏水しないこと。		記録写真
	(3) ポリエチレン管 接合工	直管曲げ配管 継手接合部		水道配水用ポリエチレン管 及び管継手施工マニュアル (配水用ポリエチレンパイ プシステム協会) による。 EF接合チェックシートによる。			チェックシート 記録写真
	(4) K形管接合工	直管曲げ配管 継手接合部	曲げ角度と偏位 継ぎ手の伸び 受口面～ゴム 輪間隔 受口面～白線 間隔他	K形ダクタイル接合要領書 (日本ダクタイル鉄管協会) による。 K形継手チェックシートに よる。	K形ダクタイル接合要領書 (日本ダクタイル鉄管協会) による。		チェックシート 記録写真

工 事	工 種	工種細目	試 験 項 目	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等確認
管 工 事	(5) NS形管接合工	直管曲げ配管	曲げ角度と偏位	NS形ダクタイル接合要領書 (日本ダクタイル鉄管協会) による。	NS形ダクタイル接合要領書 (日本ダクタイル鉄管協会) による。		チェックシート 記録写真
		ライナ使用部	継ぎ手の伸び	〃	〃		
		継手接合部	受口面～ゴム 輪間隔	NS形継手チェックシートに よる。	〃		
			受口面～白線 間隔他				
	(6) GX形管接合工	直管曲げ配管	曲げ角度と偏位	GX形ダクタイル接合要領書 (日本ダクタイル鉄管協会) による。	GX形ダクタイル接合要領書 (日本ダクタイル鉄管協会) による。		チェックシート 記録写真
	ライナ使用部	継ぎ手の伸び	〃	〃			
	継手接合部	受口面～ゴム 輪間隔	GX形継手チェックシートに よる。	〃			
		受口面～白線 間隔他					
(7) フランジ接合工	継手接合部		ダクタイル接合要領書 (日本ダクタイル鉄管協会) による。	ダクタイル接合要領書 (日本ダクタイル鉄管協会) による。		チェックシート 記録写真	
			フランジ継手チェックシートに よる。	〃			
(8) その他の管接合 工	直管曲げ配管 継手接合部		ダクタイル接合要領書 (日本ダクタイル鉄管協会) による。	ダクタイル接合要領書 (日本ダクタイル鉄管協会) による。		・溶接鋼管については、別途基準による。	
(9) 管及び弁類等 水道材料	配水管材料及び 水管材料	・(社)日本水道協会 規格	・(社)日本水道協会規格	・JWWA ・仕様書			

工事	工種	工種細目	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等確認	
道 路 復 旧 工 事	(1) 路盤工	下層路盤工	現場密度の測定 (施工)	最大乾燥密度の93% 以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上	<ul style="list-style-type: none"> ○掘削面積2000㎡以上となる場合に実施 ○布設延長100m以下は、2箇所 ○100m以上は、100m毎に1箇所 ○50m以下は、1箇所 ○路線毎に1箇所 ○給水管切替工事及び鉛給水管更新工事は、各路線毎に1箇所測定する。 <p>ただし、道路管理者の指示があった場合や、現場状況に応じて必要な場合測定する。</p>	<p>締め固めは、10個の測定値の平均値X10が規定値を満足しなければならない。</p> <p>10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足しなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに、3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</p> <p>※県基準 4 下層路盤</p>		
		上層路盤工	下層路盤工に同じ 現場密度の測定 (施工)	同上	同上	同上	<p>同上</p> <p>※県基準 5 上層路盤</p>	
		アスファルト安定処理工	下層路盤工に同じ 現場密度の測定 (施工)	同上	同上	同上	<p>同上</p> <p>※県基準 6 アスファルト安定 処理路盤</p>	
		セメント安定処理工	現場密度の測定 (施工)	同上	同上	同上	<p>同上</p> <p>※県基準 7 セメント安定処理 路盤</p>	

工 事	工 種	工種細目	試 験 項 目	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等確認
道 復 旧 工 事	(2)アスファルト舗装 工	アスファルト舗装工	現場密度の測定	基準密度の94%以上 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上	○施工面積200㎡を超え 2000㎡以下の場合は、コア を3個採取して測定する。 ○施工面積200㎡以下の場 合は省略する。 ○給水管切替工事は、各路 線毎に1箇所測定する。 ただし、道路管理者の指 示があった場合や、現場状 況に応じて必要な場合測定 する。		
			温度測定（初期 締固め前）	110℃以上	運搬の都度		
			外観検査（混合物）	目視	随時		